○上尾伊奈資源循環組合建設工事最低制限価格取扱要綱

令和５年５月１６日告示第９号

上尾伊奈資源循環組合建設工事最低制限価格取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、組合が競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、最低制限価格を設定するときの当該最低制限価格の算定の方法その他最低制限価格を設けて執行する建設工事に係る競争入札に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に規定する建設工事をいう。

２　この要綱において「競争入札」とは、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条第３項に規定する競争入札（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２第３項に規定する総合評価一般競争入札を除く。）をいう。

３　この要綱において「最低制限価格」とは、請負契約を締結しようとする場合において、当該価格によっては契約の相手方となるべき者により当該契約の内容に適合した履行をされることが困難と認められる価格をいう。

（対象とする契約）

第３条　この要綱は、設計金額が１件当たり２００万円を超える建設工事に関し、競争入札により請負契約を締結しようとする場合に適用する。ただし、単価契約により実施する契約を締結しようとする場合は、適用しない。

（最低制限価格の設定）

第４条　最低制限価格は、原則として次の各号に掲げる額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に１００分の９２を乗じて得た額を超える場合にあっては１００分の９２を乗じて得た額を、予定価格に１００分の７５を乗じて得た額に満たない場合にあっては１００分の７５を乗じて得た額をそれぞれ最低制限価格とする。

(1)　予定価格の算出の基礎となった直接工事費に１００分の９７を乗じて得た額

(2)　予定価格の算出の基礎となった共通仮設費に１００分の９０を乗じて得た額

(3)　予定価格の算出の基礎となった現場管理費に１００分の９０を乗じて得た額

(4)　予定価格の算出の基礎となった一般管理費に１００分の６８を乗じて得た額

２　前項の規定にかかわらず、電気設備工事及び機械器具設置工事の請負契約に係る競争入札の最低制限価格は、当該競争入札において、最低の価格をもって申込みした者が提出した入札書を除く全ての有効な入札書（予定価格を超える価格が記載された入札書を除く。以下この項において同じ。）に記載された金額を平均した額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に１００分の９０を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、有効な入札書が２通である場合は、当該２通の入札書に記載された金額を平均した額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に１００分の９０を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

３　前２項の規定により最低制限価格を算出することが困難な場合は、これらの規定にかかわらず、予定価格に１００分の７５から１００分の９２までの範囲内の割合を乗じて得た額を最低制限価格とすることができる。

（入札参加者への周知）

第５条　管理者は、前条の規定により最低制限価格を設けた場合は、当該競争入札が最低制限価格を設定している入札である旨を入札公告その他の方法により、あらかじめ明らかにしておかなければならない。

（入札の執行）

第６条　第４条の規定により最低制限価格を設けた場合において、最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者があるときは、当該申込みをした者は失格とする。

（落札者の決定）

第７条　第４条の規定により最低制限価格を設けた場合、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けて執行する建設工事に係る競争入札に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和７年３月３１日告示第５号）

（施行期日）

１　この告示は、上尾伊奈資源循環組合契約規則の一部を改正する規則（令和７年上尾伊奈資源循環組合規則第３号）の施行の日（令和７年４月１日）から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の第３条の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項の規定による公告（以下単に「公告」という。）をする一般競争入札又は施行日以後に地方自治法施行令第１６７条の１２第２項の規定による通知（以下単に「通知」という。）をする指名競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合について適用し、施行日前に公告をした一般競争入札又は施行日前に通知をした指名競争入札により建設工事の請負契約を締結しようとする場合については、なお従前の例による。